

## 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書 記載例

### ◎令和5年度市・県民税について申告不要を選択し、 翌年度以降も引き続き繰越控除を反映させたい場合

		令和2年度 (令和元年分)	令和3年度 (令和2年分)	令和4年度 (令和3年分)	令和5年度 (令和4年分)	令和6年度 (令和5年分)
市・県民税 申告	上場株式等の譲渡所得	0円	△500,000円	△1,500,000円	(申告不要)0円	1,000,000円
	譲渡損失の繰越控除	0円	0円	500,000円	2,000,000円	2,000,000円
確定申告	上場株式等の譲渡所得	0円	△500,000円	△1,500,000円	1,500,000円	1,000,000円
	譲渡損失の繰越控除	0円	0円	500,000円	2,000,000円	500,000円

#### 【記載例①】

##### 令和5年度の市・県民税について申告不要を選択するが、繰越控除を残しておきたい場合

○所得税では150万円の譲渡所得を申告しているが、令和5年度市・県民税では申告不要を選択。

○しかし、市・県民税でも繰越控除は残しておきたい。

⇒「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。

※納税通知書が送達されるまでに提出がない場合、市・県民税において翌年度に譲渡損失を繰り越すことはできません。

#### 【記載例②】

##### 令和6年度以降も繰越控除を反映させたい場合

○令和5年度市・県民税では申告不要を選択。

○記載例①のとおり、繰越控除を残すため「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」も提出済み。

○令和6年度市・県民税に繰越控除を反映させたい。

⇒令和6年度において、市・県民税申告書及び「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。

※納税通知書が送達されるまでに提出がない場合、市・県民税において翌年度に譲渡損失を繰り越すことはできません。

※この記載例の場合、令和5年度に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出がされていない場合、令和6年度の申告にあたり過去の譲渡損失を繰り越すことはできません。

**記載例①**

行政区 - 世帯コード	住民コード
-	

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書  
(令和5年度分)

フリガナ	スワ タロウ	生年月日	昭和○年○月○日
氏名	諏訪 太郎	個人番号	□□□□□□□□□□□□
住所	諏訪市○○丁目○番○号	電話番号	○○○-○○○○-○○○○

令和元年から令和3年までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和4年度分以前の市・県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年 (課税年度)	その年の損益通算後の 譲渡損失の金額	令和5年度分から 差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額	令和5年度分で 差し引くことのできなかった 上場株式等に係る譲渡損失の 金額
令和2年度 (令和元年分)	(a) 0円	(d) 0円	① (b-e) 500,000円
令和3年度 (令和2年分)	(b) 500,000円 <b>・令和2年分の譲渡損失 50万円</b>	(e) 0円	
令和4年度 (令和3年分)	(c) 1,500,000円 <b>・令和3年分の譲渡損失 150万円</b>	(f) 0円	② (c-f) 1,500,000円
令和5年度 (令和4年分) で差し引く 上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		③ (d+e+f) 0円	<b>・令和2年、3年、4年の3年分の 譲渡損失 200万円を繰越</b>
令和6年度 (令和5年分) 以後に繰り越される 上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額)			④ 2,000,000円

令和4年1月1日現在の住所が諏訪市以外にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

住所	
----	--

**記載例②**

行政区 - 世帯コード	住民コード
-	

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書  
(令和6年度分)

フリガナ	スワ タロウ	生年月日	昭和○年○月○日
氏名	諏訪 太郎	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
住所	諏訪市○○丁目○番○号	電話番号	○○○-○○○○-○○○○

令和2年から令和4年までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和5年度分以前の市・県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年 (課税年度)	その年の損益通算後の 譲渡損失の金額	令和6年度分から 差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額	令和6年度分で 差し引くことのできなかった 上場株式等に係る譲渡損失の 金額
令和3年度 (令和2年分)	(a) 500,000円	(d) 500,000円	
令和4年度 (令和3年分)	(b) 1,500,000円	(e) 500,000円	① (b-e) 1,000,000円
令和5年度 (令和4年分)	(c) 0円	(f) 0円	② (c-f) 0円
令和6年度(令和5年分)で差し引く 上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		1,000,000円	
令和7年度(令和6年分)以後に繰り越される 上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額)			④ 1,000,000円

・令和5年分の譲渡所得100万円について、  
令和2年分と令和3年分の譲渡損失100万円分を差し引く

・令和3年分の譲渡損失の残額100万円を繰越

令和5年1月1日現在の住所が諏訪市以外にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

住所	
----	--